

報告第 29 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の
報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 11 月 29 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

処 分 事 項

損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
令和6年 10月15日	186,462円		令和6年8月20日午前8時50分頃、羽曳野市立古市小学校の校庭の北端に設置されたフェンス沿いにおいて草刈りを行っていた際、近接する駐車場に駐車されていた相手方の自動車の後部ガラスに、草刈機により跳ねた石が接触したことにより、これを破損させたもの。	(1) 本件事故の責任割合については、市を100%、相手方を0%とする。 (2) 本市は、相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を払う。 (3) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。